



おとしよりのための事業案内

	名称	対象者	年齢	所得制限	内容	担当課
社会参加	高齢者に敬老金を贈呈	9月15日現在で75歳以上の方	75歳以上		長寿を祝い敬老金(5千円)を贈呈します	厚・援護課
	生活保護世帯等のおとしよりにおこづかいを贈呈	9月15日現在で70~74歳の生活保護を受けている方	70歳~74歳	生活保護を受けている方	長寿を祝いおこづかい(3千円)を贈呈します	"
	敬老遊覧	日頃、休養の機会に恵まれない方	65歳以上	低所得の方	近郊の遊園施設に日帰りで招待します	"
	お祝いを贈呈	9月15日現在で77歳、88歳および90歳以上の方	77歳、88歳 90歳以上		長寿を祝い記念品を贈呈します	"
	敬老乗車証	70歳以上の方	70歳以上		都営交通および関係交通機関の乗車証を交付します	厚・厚生課
	老人クラブ運営費助成	運営基準にあった活動をする老人クラブ	60歳以上		活動費を会員数に応じて助成します	厚・援護課
	老人社会奉仕団助成	老人クラブ連合会が主体になる奉仕活動	60歳以上		活動費を助成します	"
	老人クラブ芸能大会	老人クラブ代表の出演者	60歳以上		芸能大会の記念品を贈呈します	"
	区長の家庭訪問	99歳以上の高齢者の方	99歳以上		区長が訪問し、長寿を祝い記念品を贈呈します	企・広報課
	区内施設見学	60歳以上の方	60歳以上		区内の名所、旧蹟等の施設を見学します	"
地域づくり	非常ベルの設置	ひとり暮らしの方	65歳以上		病気や災害に備えて非常ベルを取付けます	厚・援護課
	老人福祉電話の貸与	近隣と交流の少ない方	65歳以上	低所得の方	区長名義の電話を貸与し利用料金を助成します	"
	電話利用料金の助成	上記の貸与者と同じ状態にある方	65歳以上	低所得の方	電話利用料金を助成します	"
	友愛訪問	近隣と交流の少ない方	65歳以上		孤独感を解消するため話し相手になります	"
	老人家庭奉仕員の派遣	心身に障害があって家族の介護を受けられない方	60歳以上	低所得の方	生活上の相談や家事の援助をします	福祉事務所
	老人家庭家事援助者雇用費助成	"	65歳以上	比較的低所得の方	家事援助者の雇用費を助成します	厚・援護課
	老人福祉手当の支給	6か月以上入院しているか、自宅でたきりの状態の方	65歳以上		月額8,500円の手当を支給します	"
	見舞品を贈呈	老人福祉手当を受けている方	65歳以上		年に1回見舞品を贈呈します	"
	日常生活用具の給付(貸与)	長期間たきりの状態にある方	65歳以上	比較的低所得の方	ベッド、無湿ふとん、便座を貸与またはさしあげます	"
	連絡用プザーの取付	"	65歳以上		おとしよりと家族の居間にプザーを取付けます	"
健康	巡回入浴	たきりのため自宅で入浴が困難な方	65歳以上		特殊浴槽を使用し、入浴サービスを行いません	"
	老人家庭奉仕員の派遣	心身に障害があって家族の介護を受けられない方	60歳以上	低所得の方	生活上の相談や家事の援助をします	福祉事務所
	老人家庭家事援助者雇用費助成	"	65歳以上	比較的低所得の方	家事援助者の雇用費を助成します	厚・援護課
	老人医療費の助成	国民健康保険の被保険者か各種保険の被扶養者	65歳以上	限度額以下の所得	健康保険の本人負担分を助成します	"
	付添看護料差額の助成	老人医療費の助成対象になる方	65歳以上	限度額以下の所得	慣行料金と法定料金の差額を助成します	"
	老人性白内障手術費の助成	開眼手術をすれば回復可能な方	65歳以上	低所得の方	手術費および特殊眼鏡代を助成します	福祉事務所
	老人健康診査	65歳以上の方	65歳以上		病気の早期発見、予防のための健康診査を行ないます	衛・管理課
	老人理髪サービス券等贈呈	生活保護を受けている方	65歳以上	生活保護を受けている方	区内の理髪店等で利用できる理髪券等を贈呈します	厚・援護課
	無料入浴券の贈呈	70歳以上の方	70歳以上		区内の浴場で利用できる入浴券を贈呈します	"
	健康相談	60歳以上の方	60歳以上		健康の維持等に関する診断、指導を行ないます	中部・西部・千住福祉センター
しごと	高齢者無料職業紹介所	一般の就労を希望される方	60歳以上		職業相談、求職、求人のおっせんをします	社会福祉協議会
	高齢者職業相談所	"	55歳~65歳		"	職業安定所
	授産所	一般に就労が困難な方	60歳以上		簡単な手内職、ミシン加工等をあっせんします	授産所
	就労助成	働く意欲のある方	60歳以上		事業主の理解を深め、かつ企業を見学します	厚・援護課
相談	専門相談	おとしより自身、またはおとしよりについて困ったり悩んでいる方	60歳以上		専門的な立場で指導、助言と施設入所の手続きも行ないます	福祉事務所
	生活相談	生活上のことで困ったり悩んでいる方	60歳以上		指導、助言や関係機関への連絡をします	民生委員
地域福祉施設	千住あずま老人館	60歳以上の方	60歳以上		千住東2丁目21-18 (882) 1218	各老人館・センター
	新田老人館	"	60歳以上		新田2丁目1-13 (912) 3421	"
	いりや老人館	"	60歳以上		舎人町2122 (855) 1050	"
	竜田町集会所	"	60歳以上		千住竜田町6-22 (870) 3146	"
	花畑区民センター	"	60歳以上		花畑土地区画整理地内 (850) 2617	"
	東部区民福祉センター	"	60歳以上		東綾瀬1丁目5-17 (605) 7101	"
	中部区民福祉センター	"	60歳以上		関原2丁目10-10 (889) 4661	"
	西部区民福祉センター	"	60歳以上		鹿浜2丁目24-2 (897) 5016	"
老人ホーム	千住区民福祉センター	"	60歳以上		千住元町34-1 (882) 2765	"
	介護老人ホーム	自宅で介護を受けられない方	65歳以上	低所得の方	日常生活が可能な方が入所できます(無料)	福祉事務所
	特別介護老人ホーム	自宅で常時介護を受けられない方	65歳以上		身体的に障害のある方が入所できます(所得により有料)	"
	軽費老人ホーム	自宅で生活することが困難な方	60歳以上	8万円程度以下の収入のある方	日常生活が可能な方が入所できます(月額1万円程度の費用)	ホーム直接
年金	有料老人ホーム	"	60歳以上	利用料金が支払える収入のある方	日常生活が可能な方が入所できます(月額3万~5万程度の費用)	"
	国民年金	老齢年金	保険料を納めた期間が25年以上ある方(ただし特例あり)	65歳以上	掛金に応じて計算された額を支給します	厚・国民年金課
	老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生まれた方が70歳になったとき	70歳以上	限度額以下の所得	月額1万2千円の年金を支給します	"
行事	老齢特別給付金	明治39年4月1日以前に生まれた方が70歳になるまで			月額9千円の年金を支給します	"
	厚生年金・老齢年金	男子20年以上、女子20年以上加入していた方	60歳以上		掛金に応じて計算された額を支給します	社会保険事務所
	動物園・都立公園無料公開	老人福祉週間中、都立の動物園・有料公園に入園すると付添者1名	60歳以上		入場料が無料になります	東京都
都内の映画館の入場料割引	老人福祉週間中、都内の映画館に入場する方	65歳以上		入場料を免除、または半額程度に割引します	"	